

【研究ノート】

生徒の懲戒・体罰に関する日本、フランス、アメリカの法制上の比較考察

Comparative study on the discipline and corporal punishment of students
in Japan, France and United States of America

大津尚志*

OTSU, Takashi*

はじめに

本稿では、生徒の懲戒・体罰に関する法制度がどのようになっているかを明らかにすることを研究目的とする。生徒の懲戒は学校教育において、避けて通ることはできないものである。以下に、日本および大陸法系の国としてフランス¹、英米法系の国としてアメリカ（ただし、後述するとおり州によって制度は異なる）をとりあげ、各国が法制度上、生徒の懲戒・体罰についていかなる対応をしているのかに言及する。日本における体罰法禁規定は1879年の教育令にまでさかのぼることができるが²、その規定を制定するにあつたての情報源はフランスとするもの、アメリカ（ニュージャージー州）とするもの、及びニュージャージー州のみともフランスのみとも言い切れないという見解が存在する³。

1. 日本

日本において第二次大戦後には、学校教育法（1947年）11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、…児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」という規定がおかれた。そこで禁止されている「体罰」の範囲をめぐっては必ずしも明確ではなく、議論の余地があった。

(1) 行政文書における「体罰」

「体罰」に関する回答、通知はこれまでに以下の三種が存在する。

- ①法務庁回答「児童懲戒権の限界について」（1948年12月22日）
- ②文部科学省通知「問題行動をおこす児童生徒に対する指導について」（2007年2月5日）
- ③文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（2013年3月13日および、それをうけた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」（2013年5月27日）

①において、「身体に対する侵害を内容とする懲戒一なぐる、けるの類一がこれに該当することはいうまでもないが、さらに…被罰者に肉体的苦痛を与える懲戒もまたこれに該当する。たとえば…端坐・直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種」「当該児童の年齢・健康・場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を判定しなければならない。」と述べられている。

まったく「肉体的苦痛」の発生しない端坐・直立は存在しないと思われ、一定の線をこえた「肉体的苦痛」を与えることを禁じていると解釈できる。②を①の「文科省の方針転換」ととらえる評価⁴もみられるが、同一線上にあると解釈できる。また、③は文字通り「徹底」を述べたにすぎず、「現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的」⁵としたものである。

(2) 判例法

教師の行った懲戒行為が禁止されている「体罰」にあたるかどうかをめぐって、これまで様々な判例がだされている。

①体罰にあたりとされた事例

大阪高裁昭和30年5月16日の判例⁶において、「頭部を手で殴打したこと」を刑法上の暴行罪に該当すると説示した⁷ことが、通常リーディングケースと位置付けられている。その後も、「十数回にわたり、平手で、その顔面や頭部、両手などを殴打した行為は、暴行というべき違法な加害行為であること」（千葉地裁、平成10年3月25日）と判断されたケース⁸、「懲戒（有形力の行使）は、生徒の年齢、健康状態、場所的及び時間的環境など諸般の事情に照らし、被懲戒者が肉体的苦痛をほとんど感じないような極めて軽微なものにとどまる場合を除き」と述べたうえで、「殴打行為」を体罰に該当すると説示した事例（神戸地裁姫路支部、平成12年1月31日）⁹など多数が存在する。

* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

②体罰にあたらないとされた事例

それでは、「有形力の行使」がすべて体罰に該当しないのか、という問題がある。水戸五中事件¹⁰高裁判決（東京高判，昭和56年4月1日）¹¹において、「右手の拳を軽く握り，手の甲を上にし…そのまま拳を振りおろして同人（筆者注：生徒をさす）の頭部をこつこつたたいた」ことに対して、「いやしくも有形力の行使と見られるが外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは，本来学校教育法の予想することではない。」ことから，刑事事件として無罪判決を言い渡した例がある。本事件は大きな注目を集めたが，本事件が認めた「有形力の行使」の範囲内は「こつこつたたいた」といった，肉体的苦痛をほとんど感じない軽微なまでを容認したものにすぎない。また本判決は「同人の年齢，健康状態及び行った行動の内容等をも併せて考察する」「個人的感情に走らないようその抑制に配慮をめぐらし」など，懲戒権の行使にあたっての条件として妥当である条件についても配慮したうえでの判断に基づくものである。

つづいて、「つっぱり」グループ事件（浦和地裁，昭和60年2月22日）¹²においては、「強く注意を促す意味で，片手に持っていた縦三三・五センチメートル，横二〇センチメートル，重さ約二八二グラムのボール紙製の出席簿で，立っている同原告の頭を一回叩いたこと，しかしさほど強く叩いたわけではなく，原告二郎もこれによって気持ちが悪くなったり体調を崩したりしたことは全くなかったこと」と判断された。他に，「生徒の前頭部を平手で軽く一回叩く」ことを体罰に該当しないとされた例（神戸地裁平成9年5月26日）がある。

近年の最高裁の判断として注目を集めた事例であるが，「天草市公立小学校『体罰』事件」（最高裁，平成19年3月12日）¹³においては，悪ふざけ（教員の臀部付近を2回蹴って逃げ出す）をおこなった児童の「胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て，大声で『もう，すんなよ。』と叱った。」ことを，「捕まえて叱る際の咄嗟の判断であり，その態様も執拗・強引なものでもなく，時間的にも数秒の行為である，」「本件行為は学校教育法11条ただし書きの体罰にはあらず，正当な懲戒権の行使の許容限度内の行為で違法性はない。」として，天草市の損害賠償義務はないと説示したケースがある。

すべての「有形力の行使」を禁じるわけではなく，体罰にあたるかどうかは，個々の状況を勘案したうえで，極めて軽微な場合にのみ体罰に該当すると判断するという一貫性のなかにあるとよめる。また，「体罰にあたらぬ有形力の行使」の範囲は，極めて狭いものと考えられる。その点は行政通知・判例ともに共通性があると考えられることができる。

2. フランス

フランスにおいては，体罰禁止規定は大革命後から存在する。現行教育制度の基本形態が確立するのは，1881年，1882年のフェリー法以降であるが，1886年の公教育省令別表にかかっている「いかなる体罰を課すことも絶対に禁止される」という文言は，長く教師用法令集に掲載されていた¹⁴。刑法においては，15歳未満の者に対する常習的な暴行に関して，特別の処罰規定がおかれている（222-14条）¹⁵。

現在のフランスでは中学・高校では各クラス2名の「生徒代表」を選出することと定められており，各クラスの代表の中から中学では3名，高校では5名が学校管理委員会に参加する。校則は学校管理委員会で策定されるが，生徒代表にも大人の同等の一票を投じる権限がある。

2000年の国民教育省通知¹⁶において，校則に含まれるべき内容として，「いかなる暴力をも用いない義務」暴力は懲戒処分あるいは司法の提訴の対象となること，「懲戒処分についての規定」すなわち懲戒と手続きにあたって「適法性の原則」「対審の原則」「比例原則」「個別化の原則」があげられた。さらに2011年の政令¹⁷では，「校則は市民精神（civilité）と振る舞いの規則を思い起こさせる」と規定し行為規範としての位置づけが打ち出された。サルコジ保守政権下における復古主義的動向の一つと考えられる。

現行法令では，生徒の懲戒は，事実上の懲戒（punition scolaire）と懲戒処分（sanction disciplinaire）にわけられる。そこで，事実上の懲戒は，「口頭での注意」「連絡帳への記入」「口頭あるいは書面での謝罪」「追加の宿題」「授業からの一次排除」である。中等教育における懲戒処分としては，以下のものがあげられる。1 注意 2 戒告 3 責任感の観察措置 4 教室からの排除（8日以内） 5 学校施設からの排除（8日以内） 6 学校施設からの永久排除（退学），という種類が挙げられている¹⁸。

フランスにおいては，義務教育期間（16歳まで）であっても退学処分をだすことは認められる。その場合は，転校することになる。問題が大きい場合は，校長専決でなく懲戒委員会がひらかれる。そこには，前述した各クラスの生徒代表のなかで選出された代表が同等に一票を投ずる権限がある。

他にもフランスでは生徒が各種の委員会に参加するという制度設計がなされており，代表選挙などを通して民主主義の一員であることを学ぶこと，市民性（citoyenneté）を身につけることされている。市民性教育は同時に，中学では「市民教育」，高校では「市民・法律・社会」という教科教育を通して形成されることとなっている。中学の市民教育カリキュラムをみると，暴力対策，少年司法¹⁹についても言及がある。

懲戒処分に関して最終手段としては，退学処分でのぞ

んでいる。2009-2010年では、およそ20,000件の退学処分と348,000件の停学処分が出されていて「処分のインフレ」²⁰、ともいわれている。

将来選挙権を有する生徒に対して、懲戒処分（共和国でいえば司法権）のみならず、校則（共和国でいえば法律）をつくること（共和国でいえば立法権）に、クラスから選出された代表が参加することによって、民主主義についての習得が期待されている。

3. アメリカ

アメリカの学校においては、キリスト教、聖書の影響もあり古くから体罰が行われていた。徐々に州法で体罰は禁止される方向となり、州レベルで法律により体罰を禁止するのが2012年の時点では19州存在する²¹。体罰の行使の多い州の一つであるテネシー州の法律は、本稿末尾に訳出したとおりである。学校における、体罰の行使数も減少傾向にある²²。

生徒の権利、生徒の懲戒に関しては、一つには連邦最高裁判例の影響があるといえる。それらに関して深い影響を与えたと考えられるケースを以下に3つあげる。

①Tinker 事件（1969）²³

「生徒も教師も校門で言論や表現の自由という憲法上の権利を捨て去ることはありえない。…生徒は学校においても学校の外においても合衆国憲法下にいる『人』である。」

「ヴェトナム戦争に反対する腕章をつける」という生徒の「表現の自由」を認める。一般市民の権利と生徒の権利が同様に解される。

②Goss 事件（1975）²⁴

聴聞ぬきの停学処分（当時州法に規定が存在しなかった）を無効と判断した。生徒の懲戒におけるデュー・プロセス（法の適正な過程）を要求した。

③Ingraham 事件（1977）²⁵

体罰は合衆国憲法（修正8条の「残虐で異常な刑罰」の禁止規定）に違反しない、と述べ、その後も体罰を法的に認める州が存在することとなった²⁶。

州レベルで体罰を禁止していない州も学区レベルの規則で体罰禁止規定をおくことが多くある。体罰を行う場合も、そのやり方や方法、回数、手続き、他の職員の同席、記録をつけるなど厳格な要件を満たすときのみ行えるというルールであり、教員の即座の判断で行われるものではない。体罰が別の懲戒ではおさまらなかったときのみ行使されるということはある。しかし、重大な不品行（ドラッグ・武器など）に対して体罰が行われるということではない。

学校はハンドブック、行為規範（Handbook, Code of conduct）などを発行していることがある。それらは学校から各生徒にむけて配布される冊子である。そこでは、

州法、教育委員会規則などが引用されることも多い。あくまで、州法や教育委員会規則の延長線上に学校のルールがあるという位置づけである。体罰禁止州では「体罰の禁止」を明記するものも多い。ハンドブックには生徒、保護者にサインを求める場合もある。生徒・保護者と学校の「契約書」のように位置付けられている、ともいえる。学校は、生徒・保護者と学校の契約に基づき、罪刑法定主義および、「法の適正な過程（due process of law）」の保障について、学ぶ場所ともなっている。懲戒処分は市民性教育の一環ともいえよう。

ハンドブックなどでは、不品行をレベルわけしている。同じ行為でも、別のレベルに振り分けられる可能性があり、同じ不品行に対しても事情によって懲戒の幅を持たせることができるようになっている。ただし、どの学校も「学校・生徒の安全」に対して厳しい姿勢をとる。したがって、ドラッグ・武器（ナイフ）の所持・使用に対してはもっとも厳しい対応がとられる。警察・司法への連絡が最終手段となる。学校・学区によってはゼロ・トレランス政策（zero tolerance policy）を明記するところもある。ゼロ・トレランスは「寛容なし」と訳され²⁷、小さい違反をも見逃さない「毅然とした対応」と解釈されることが日本においては存在する²⁸。

本来「ゼロ・トレランス」とは、ドラッグ・武器など生徒の安全、健康を重大におびやかす行為²⁹に対して、「容赦なく」警察へ通報することを示すものである³⁰。「学校の親代わり論の放棄」と位置付けられることもある³¹。本稿末尾の資料をみれば、不品行には寛容的な処遇も可能となるように、懲罰の範囲を一定の幅をもたせていることがわかる。

4. むすびにかえて

まず、米仏の比較を行う。米仏は、古くからはキリスト教や聖書の強い影響のもとに教育が行われていたという共通性がある。ところが、学校は親代わり（in loco parentis）として長く体罰が認められ、行使されてきたアメリカと、大革命期以降教育を宗教（カトリック）から切り離すべき、という議論がされてきたフランスという相違点が存在する。フランスでは共和国の学校が社会に影響を与えるとも考えられていた。19世紀から体罰禁止規定があるが、すべて守られていたとはいえない。アメリカは体罰禁止州が増えていったという制度的要因があるが、両国において体罰は徐々に「過去のもの」になっていったという共通性がある。

生徒の懲戒、暴力問題に関しても市民性教育の一環となっているという共通性がある。米仏ともに懲戒処分に関する記述を事前に明文で生徒や保護者に知らせるころにより、処分に関する適正な手続きの保障という観念があるという共通性がある。生徒の懲戒に関しても、近代

法における司法による処罰の場合の原則にのっとるとい
う観念がみられる。また、法令が校則や生徒規則に引用
されることもあるという共通性もある。

懲戒処分の種類のみ明記するフランスと、非違行為の
ランク付け（大まかではある）を明記しているアメリカ
という相違がある。

ついで、日本と米仏の比較を行う。どこから先が「体
罰」か、管見のかぎり日本のような議論は存在しない。
教師の対生徒「暴行」にあたりとされた判例は仏米とも
に存在する³²。「市民性教育」「市民教育」という語句は
近年、日本でも頻繁に使用されるようになってきている。
生徒指導に関して「市民社会における規則の運用」³³とい
う主張もみられる。しかし、日本の学校現場において、
教育基本法や学校教育法、文部科学省令、子どもの権利
条約などが日常教育をうけている生徒にまで意識されて
いることは少ないといわざるを得ないであろう。

学校現場における法律、条約、条例、省令、教育委員
会規則の役割の差異が「生徒の懲戒・体罰」の比較考察
を通して見えてくるのではないかと、考えられる。

付言すると、日本では「スポーツ部活動における体罰」
が特別に議論されることが多い³⁴。文部科学省の2013年
8月9日に発表した調査結果によると、2012年度に中学
校において体罰の38.3%、高校においては41.7%が「部
活動」中に行われたと発表されている³⁵。アメリカの中
等教育学校の多くで教科外活動（extra curricular
activities）が行われているが、1年中同じ活動でなく季節
に応じてスポーツを楽しむために行われることがあるな
ど、日本の部活動とは性質を異にするといえる³⁶。フラ
ンスにおいても週に一度程度「クラブ活動」にあたるも
のが行われることもある³⁷。ゆえに米仏に日本と同様の
議論は存在しない。

【資料1】テネシー州法と同州内教育委員会規則

テネシー州法³⁸

あらゆる教師、校長は公立学校のなかで規律と秩序の
維持のために適切な目的で合理的なやり方であらゆる生
徒に体罰を用いることができる

Jackson-Madison County 教育委員会規則³⁹

- 1 体罰（Corporal punishment/paddling）はあらゆる別のよ
り軽微な方法が失敗したときにのみ使用できる。
- 2 体罰は合理的なものでなければならない。
- 3 体罰は別の職員の前でおこなわなければならない。
- 4 体罰の性質は違反の深刻さに応じて、違反者の明白な
性質に応じて行われなければならない。

体罰に「記録」の義務を明記（生徒の名前、不品行の
種類、以前につかわれた懲戒の種類、親との連絡情報、

使用した体罰・パドリングの種類、懲戒の管理者の名前、
懲戒の日時を証言する者の氏名）。24 時間以内に体罰・
パドリングの報告の写しを学校管理者に提出し、親・保
護者にメールで伝えなければならない。報告書は学校に
保存され、適切と考えられる親、生徒は閲覧することが
できる。

【資料2】テネシー州、ジャック・マディソン学区 North Side 高校の Handbook⁴⁰より

不品行（レベル1、教室の教師によるレベル）

軽い不品行は生徒にとって教室の秩序づけられた進行
を妨害したり、学校の秩序だった機能を阻害するもので
あるが、個々の教師によって対応することができる。

例（これは例示にすぎない）教室でさわぐ、いじめる、
うそをつく、ハラスメント（継続的、深刻ではない）、宿
題、指示に対する反抗的でなく従わなかったこと、教室
に遅れる、汚い、不敬な言葉を使う。

懲戒手続：職員による即座の介入する、いかなる罪が
犯され、どの程度のものかを確定する、違反者が違反の
性質を理解するかを見る、適切な懲戒を選ぶ、罪と教師
の対応に関する記録を行う、親・保護者に知らせる。

懲戒の種類：口頭による叱責、活動の制限、厳しく管
理された学習、特別の宿題、カウンセリング、特権のは
く奪：市民権あるいは品行（deportment、国外退去にかか
わる）の面の点数の減点、親・保護者との相談、体罰。

不品行（レベル2、校長または代理人レベル）

頻繁あるいは深刻な不品行は学校の学習環境を破壊す
ることになる。このレベルでは他人の健康や安全を直接
おびやかさなくても、教育について学校管理の側から適
切な行動を要求するのに十分深刻な結果を招く。

例（これは例示にすぎない）レベル1の行為をくりか
えす。学校、教室に遅刻する、学校あるいは教室をさぼ
る、たばこ、アルコール、うその話やいいわけを使う、
不従順・反抗的、ハラスメント（性的、人種的、民族的、
宗教的）

懲戒手続：生徒は適切な懲戒手続きにかけられるよう
に、校長に連絡される。校長は生徒と教師とあう。校長
は教師による告発をきき、生徒が自分の行動を否認する
か否か、あるいは責任を軽減できる状況にあることを説
明する機会を許可する。校長は適切な懲戒行為をとり、
それについて教師に知らせる。校長は罪と懲戒の記録を
行い、校外での停学の通知の写しは学校管理者（または
指名された者）に送られる。

懲戒の種類：カウンセリング、保護観察、教師と予定
の変更、品行を改めることを求める、ピア・カウンセリ
ング、外部機関へ委託、学校内停学、居残り、学校によ

る活動やスクールバスからの排除，体罰，親・保護者との相談，10日以内の学校外停学，パドリング。

不品行（レベル3，校長または代理人レベル）

人または財産を直接害する行為ではあるが，その結果は特に学校の他者の健康や安全を深刻に危機にさらすものではないこと。

例（これは例示に過ぎない）レベル1，2の行為を繰り返す，喧嘩をする（単純な），落書き・小規模な破壊行為，盗み，他者への脅し，ハラスメント（性的，人種的，民族的，宗教的），いじめ・強要。

懲戒手続：適切な懲戒行為に関する校長あて文書で生徒は言及される。校長は生徒及び教師と面会する。校長は非難する側の内容を聴取し，違反者側の行動について説明する機会を許可する。校長は適切な懲戒行為を行う。校長は学校の管理者に問い合わせをし，その結果を推奨することができる。もし生徒の学習内容が変更されることになれば，適切な告知が生徒と彼を訴えた親に伝えられなければならない。聴聞をうける権利，生徒が選択した人に立ち会ってもらふ権利を有する。学校の指示のいかなる変更も教育委員会に訴えることができる。違反と懲戒行為の記録は校長によって保存され，写しは学校の管理者あるいは代理人に送付される。

懲戒の種類：カウンセリング，退学，学校内停学，居残り，体罰，親・保護者との相談，損賠賠償（紛失，破損，盗まれたものの），10日に及ばない学校外停学

不品行（レベル4 校長あるいは代理人レベル）

他者あるいは他人の財産に対する暴力，あるいは学校における他者の安全に対する脅威となる。これらの行動は申告であり，通常学校からの即時退去，委員会による法関係部門の介入といった行政行為を要求される。

例（例示にすぎない）レベル1，2，3の行為が改められないこと，恐喝，爆発物予告，大きく学校の秩序を乱すこと・騒擾，身体的攻撃を意図した喧嘩，危険な武器の所持，使用，移送，殺人予告（対象者リスト），教師あるいは職員に対する暴行，深刻な身体的な怪我につながる生徒に対する暴行，破壊行為（深刻なもの），放火，盗み・盗品所持・盗品の販売，いかなる興奮剤，刺激剤，処方が必要な薬，薬とされるもの，あらゆる統制が必要な薬を所持すること，許可されていない薬の使用，運搬，ハラスメント（性的，人種的，民族的，宗教的），アルコールが含まれるものの消費，所持，使用，販売，配布。

懲戒手続：懲戒に関する照会が校長あるいは代理人にむけて書かれ，提出される。校長は適切な職員と生徒と話し合う。校長は非難する側の非難を聴取し，違反者側の行動について説明する機会を許可する。親は告知され，校長と面談する。法的な関係者（警察）に連絡がとられ

る。事件が報告され，学校の管理者あるいは代理人に報告がなされる。学校の管理者あるいは代理人に完全で正確な文書が提出される。生徒・親には懲戒に関する聴聞部局の前に聴聞の機会が与えられる。

懲戒の種類：退学，オルタナティブスクール，聴聞部局あるいは委員会の行動としての適切な場所への異動，退学・1学期以内のあいだで行為を改めることを要求することによって学校管理者が再審査する。

追加ガイドライン

1 生徒は少年裁判所あるいは他の裁判所において係争中であるという理由だけで停学とすることはできない。しかし，キャンパス外での重罪となる刑法犯に関しては，行為が他人，財産を危険にさらし，教育の過程を破壊する場合にかぎり，停学にすることができる。

2 校長は同じ違反に対して連続して10日をこえて，短期間の連続した停学を課してはならない。

3 教師や職員は国外退去にかかわる品行や市民権にかかわる場合を除いて，生徒の成績（grade）を下げる権利を有しない。

4 生徒は教育委員会の方針による場合をのぞいて，欠席だけを理由にコース，学年の進級を拒否されることはない。

5 生徒は以下の事項に失敗したことだけを理由に，コース学年の進級を拒否されることはない。a) 活動費を払うこと b) 図書館あるいは学校における罰金 c) なくなったあるいは破損した学校の財産の弁償

6 特別支援教育（special education）に適格な生徒には，それに相応する法律，規則に従って処遇される。

<付記>

①本研究は，平成25年6月29日に日本子ども社会学会第20回大会（於，関西学院大学）の公開シンポジウム『教育現場における体罰』のとりえ方において，「懲戒・体罰の比較制度論」として口頭発表を行ったものに加筆したものである。

②本研究は，平成23～26年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「戦後フランスにおける市民的価値教育に関する歴史的，学際的研究」（研究代表者，大津尚志，研究課題番号23531229）の成果の一部である。

—注—

- 1 なお、ドイツにおける体罰法制について邦語文献としては、結城忠「学校体罰禁止と義務教育における懲戒法制」(同『日本国憲法と義務教育』青山社、2012年、pp. 97-148.) 参照。
- 2 懲戒・体罰禁止規定の変遷については、坂本秀夫『体罰の研究』三一書房、1995年、p. 310 以下参照。
- 3 その見解の整理として、添田晴雄『『体罰』総論』(『比較教育学研究』第47号、2013年、pp. 13-25.) を参照。なお、それぞれの見解について、沖原豊『体罰』第一法規、1980年、倉澤剛『教育令の研究』講談社、1980年、p. 20.、竹中暉雄「体罰法禁と体罰の容認」(同『囲われた学校 一九〇〇年』、勁草書房、1994年、pp.83-138.) 参照。
- 4 山本由美「体罰をめぐる親の運動と子どもの権利」(三輪定宣ほか編『先生、殴らないで!』かもがわ出版、2013年、p. 188)。なお、伊藤良高ほか『新版 生徒指導のフロンティア』晃洋書房、2013年、p.161、は「事実上の改正」と述べている。
- 5 鈴木尉人「いじめ・体罰等の問題に対する国の方策について」(『月刊高校教育』第46巻第8号、2013年、p. 25)
- 6 『季刊教育法』第14号、1986年、p. 207. なお、同号には同事件地裁、最高裁判決文も収録されている。
- 7 『季刊教育法』第64号、p. 207.
- 8 『判例時報』1666号、p. 111.
- 9 『判例時報』1713号、p. 84.
- 10 なお、第一審(水戸簡易裁判所、昭和55年1月16日)では「平手及び平拳で同人の頭部を数回殴打する暴行を加えた」という事実認定のもとで、罰金三万円の有罪判決がだされている。体罰裁判が「体罰教師側が優位」な状況のもとに行われる、という問題があるが、本稿の主たる問題関心をおくところではない。参照、今橋盛勝、安藤博編『教育と体罰』三省堂、1983年、pp. 266-267, p. 30, 『季刊教育法』第14号、1986年、p. 210.)
- 11 『判例時報』1007号、p.134. なお、1980年代には本事件や岐陽高校事件などがマスコミで取り上げられている。越智康詞は、1985年前後は体罰は「本当に『愛のムチ』であるといえるか否か」が論じられており、2012年前後は「体罰が悪であることは、もはやその教師の意図と無関係に存在する。なぜなら、体罰は『子どもを深く傷つける』ものだから」と、約30年の時代をへだてた言説の違いを指摘している。越智康詞「体罰言説の分析」(『日本子ども社会学会 第20回大会発表要旨集録』2013年、pp. 132-134.)
- 12 『判例時報』1160号、p. 136.
- 13 『判例時報』2045号、p. 119. なお、判例評釈は多数かかれているが、本判決を「子どもの主観でなく教師の主観を重視するもの」と批判的に位置づけるものとして、横田光平「公立小学校の教員が女子数人を蹴るなどの悪ふざけをした二年生の男子を追い掛けて捕まえ胸元をつかんで壁に押し当て大声で叱った行為が、国家賠償法上違法とはいえないとされた事例」(『自治研究』第87巻第7号、pp. 124-138), 「子供の人権尊重の理念と学校における生徒の生活指導の充実化という、いわば学校社会の秩序の確立の理念との調整を旨とした判決」と支持するものとして、奥野久雄「公立小学校の教員が、女子数人を蹴るなどの悪ふざけをした二年生の男子を追い掛けて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て大声で叱った行為が、国家賠償法上違法とはいえないとされた事例」(『民商法雑誌』第141号、2009年、pp. 375-391.) などを参照。
- 14 なおフランスにおける体罰について歴史軸を加えて検討したものとして、大津尚志「懲戒と体罰」(『フランス教育学会紀要』第25号、2013年、pp. 107-108.) がある。
- 15 フランスにおいて、体罰判例は管見のかぎりわずかにしか存在しないが、例えば Toulouse 控訴院、2008年10月16日判決では同法を根拠に「ひざをたたく」という行為を暴行として、教師に罰金500ユーロを命じている。
- 16 Circulaire no.2000-105, B.O. spécial no.8 13 juillet 2000.
- 17 Décret no.2011-728 du 24-6-2011, B.O., spécial n°6 du 25 août 2011.
- 18 Circulaire no 2011-111 du 1-8-2011, B.O., spécial n°6 du 25 août 2011.
- 19 フランスの保育学校、小中学校の市民教育学習指導要領は、B.O.hors-série, no.3, 18 juin 2008, B.O. special, no.6, 28 août 2008.その翻訳および解題として、大津尚志、橋本一雄、降旗直子「フランスにおける市民性教育関連の2008年版学習指導要領」(『教育学研究論集』第6号、2011年3月、pp. 113-122.) 参照。
- 20 Carra, C., et Faggianelli, D., *Les Violences à l'école*, PUF, 2011, p. 29
- 21 <http://www.stophitting.com/index.php?page=statesbanning> (アクセス日 2013年8月20日) なお、片山紀子『アメリカ合衆国における学校体罰の研究』風間書房、2008年、pp.144-145、では2007年時点での体罰を法制上許可している州の法規が訳出されている。
- 22 前掲書、pp. 152-153.
- 23 393 U.S. 504
- 24 419 U.S. 565

- 25 430 U.S. 651 なお、アメリカの体罰判例は多々存在する。邦語文献としては、片山等「親・教師の懲戒権と子どもの権利（上）（下）」（『青山社会科学紀要』第10巻1号，1981年，pp. 1-22，第11巻1号，1982年，pp. 27-55.），杉田荘治『アメリカの体罰判例30選』学苑社，1984年，などがある。
- 26 Ingraham 事件以降の動向などについては，大津尚志「アメリカ合衆国の学校における体罰に関する一断面」（石井昌幸・志村真幸編『体罰の世界史』共和国，2014年刊行予定）参照。
- 27 例えば，嶋崎政男『生徒指導の新しい視座』ぎょうせい，2007年，p. 60.参照。
- 28 例えば，角田豊「ゼロトレランス方式と関わりの姿勢」（角田豊編『生徒指導と教育相談』創元社，2009年，pp. 17-21.），『高校生活指導』192号，2012年，p. 46以降所収の論稿などを参照。
- 29 なお参照，上杉賢士『「ルールの教育」を問い直す』金子書房，2012年，p. 8.
- 30 See, Judith Kafka, *The History of "Zero Tolerance" in American Public Schooling*, Paglave Macmillan, 2011, p. 7.
- 31 Ibid., p. 97.
- 32 アメリカに関しては，杉田，前掲書などを参照。
- 33 安藤博『なぜ，いままでの生徒指導がうまくいかなかったのか。』学事出版，2012年，p. 71
- 34 例えば，三輪定宣ほか編，前掲書，『教育』2013年9月号所収の諸論文など。なお，富江英俊は「運動部活動で起こる体罰は，学校現場全般で行われる体罰とは性質が違う面があり，スポーツ界の活動の一部であるという認識が必要である」と述べている。富江英俊「中学校・高校の運動部活動における体罰」（日本子ども社会学会第20回大会公開シンポジウム配布レジュメ，2013年）
- 35 「体罰の実態把握について（第2次報告）」
[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/08/09/1338569_01_2_1.pdf#search=%E6%96%87%E9%83%A8%E7%A7%91%E5%AD%A6%E7%9C%81+%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95+%E4%BD%93%E7%BD%B0+8%E6%9C%889%E6%97%A5'](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/08/09/1338569_01_2_1.pdf#search=%E6%96%87%E9%83%A8%E7%A7%91%E5%AD%A6%E7%9C%81+%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95+%E4%BD%93%E7%BD%B0+8%E6%9C%889%E6%97%A5)（アクセス日 2013年8月20日）
- 36 邦語文献としては，大津尚志「アメリカの特別活動」（中谷彪，臼井英治，大津尚志編『特別活動のフロンティア』晃洋書房，2008年，pp. 130-131.）
- 37 邦語文献としては，山田真紀「フランスの学校における教科外教育」（武藤孝典，新井浅浩編『ヨーロッパの学校における市民的社会的教育の発展』東信堂，2007年，pp. 119-138.）
- 38 School Law 49-6-4103
- 39 <http://www.boardpolicy.net/documents/detail.asp?iFile=5463&iType=6&iBoard=15>（アクセス日 2013年8月20日）
[40http://nsd.jmcss.org/files/_sbC3i_/2f6ce26aed1843033745a49013852ec4/Student_Handbook_-_2013-14.pdf](http://nsd.jmcss.org/files/_sbC3i_/2f6ce26aed1843033745a49013852ec4/Student_Handbook_-_2013-14.pdf)（アクセス日 2013年10月28日）

－参考文献－（直接引用したもの以外）

- (1) 上原崇『アメリカの生徒の権利と義務』東信堂，1984年。
- (2) 大津尚志「フランスの中等教育機関における校則」（『フランス教育学会紀要』第13号，2001年，pp.49-60.）。
- (3) 大津尚志「アメリカ合衆国における生徒規則」（『季刊教育法』第135号，2002年，pp.84-89.）。
- (4) 片山紀子「アメリカの学校で許容されてきた体罰の行方」（『比較教育学研究』第47号，2013年，pp.26-39.）。
- (5) 深谷昌志編『現代のエスプリ 体罰』至文堂，1986年。
- (6) 星野安三郎ほか編『体罰と子どもの人権』エイデル研究所，1984年。
- (7) 牧柵名ほか編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房，1992年。